

山形県酪農業協同組合（ヤマラクヘルパー利用組合）

調査実施年月日 令和元年 11 月 14 日
本 所 住 所 山形県山形市吉原 2 丁目 8 番 6 号
酪農ヘルパー事業の業務については置賜支所にて実施
置賜支所所在地 山形県南陽市宮内 715－3
代 表 者 氏 名 山口長一代表理事組合長
利用組合代表者 後藤俊幸利用組合長
設 立 年 月 日 昭和 54 年 4 月 1 日
組 織 形 態 農業協同組合（詳細は沿革にて説明）
業 務 形 態 山形県酪農業協同組合の事業として実施



山形県酪農業協同組合 置賜支所（酪農ヘルパー事業実施所在地）

1. 山形県酪農業協同組合の沿革

（1）山形県酪農業協同組合は平成 5 年に①山形県県南酪農業協同組合 ②米沢酪農業協同組合 ③山形中央酪農業協同組合の 3 酪農業協同組合と④上山生乳生産連絡協議会の 1 生乳生産団体が合併し、現在の山形県酪農業協同組合が設立された。合併当初の酪農家戸数は 150 戸であった。

（2）酪農ヘルパー利用組合の沿革

酪農ヘルパー事業は昭和 54 年から①山形県県南酪農業協同組合が事業展開しており、平成 5 年に 3 酪農協が合併したことにより②米沢酪農業協同組合と③山形中央酪農業協同組合にも活動エリアが広がった。また、上山生乳生産連絡協議会にも別に酪農ヘルパー組織があり、利用の形態が異なる

ため、直ちには合併できなかった。3農協は朝・夕利用に対し、上山生乳連は夕・朝利用であった。その後、平成20年に両組織が合併し利用の形態も朝・夕利用に統一された。

事業を明確化するため山形県酪農業協同組合の内部組織として酪農ヘルパー利用組合の「ヤマラクヘルパー利用組合」が結成された。



(3) 酪農ヘルパー事業を担う置賜支所（南陽市）

山形県酪農業協同組合の本所は山形市であるが、組合員である酪農家が山形県南部に多く所在していることから、南陽市にある置賜支所をヤマラクヘルパー利用組合（酪農ヘルパー利用組合）の事業運営を担う拠点としている。

また、多くの専任ヘルパーの所在地も置賜支所から遠くない所に住所を構えている。

2. 管内酪農家戸数、利用組合参加戸数

調査時点（令和元年11月）の酪農家戸数86戸、利用組合加入戸数は66戸であり、利用組合未加入酪農家は20戸である。

未加入の要因は、大型酪農家で従業員を雇用したり、小規模酪農家で家族

労働のみで可能ということであった。

未加入農家の規模別では飼養頭数 10 頭以下が 2 戸、50 頭以下で 7 戸、50 頭以上が 11 戸ある。この内 1 戸は 1,500 頭を搾乳する企業経営酪農家で従業員も 50 人ほど雇用している。

(1) 組合員の構成

平成 31 年 4 月 1 日現在のヤマラクヘルパー利用組合員名簿・専任酪農ヘルパー名簿より

地区名	地区酪農 家戸数	市町名	市町別 酪農家戸数	酪農ヘルパ ー住所
米沢	6 戸	川西町	2 戸	2 名
		米沢市	4 戸	1 名
南陽	12 戸	南陽市	12 戸	1 名
飯豊・長井	6 戸	飯豊町	2 戸	1 名
		長井市	4 戸	2 名
高畠	9 戸	高畠町	9 戸	
東根	7 戸	白鷹町	25 戸	2 名
川西	10 戸			
川東	8 戸			
山形・朝日・ 山辺	6 戸	朝日町	4 戸	
		山形市	2 戸	
上山	3 戸	上山市	3 戸	2 名
計 10 地区	67 戸	計 10 市町	67 戸	計 11 名

(2) 酪農ヘルパー事業管理業務体制

置賜支所は酪農ヘルパー事業を行うのに効率的な地理にあり、酪農ヘルパー事業担当職員と予約受付担当女子職員の 2 名で管理業務等を行っている。

(3) 専任ヘルパー員数及び専任ヘルパーの過不足

平成 31 年 4 月 1 日現在、専任ヘルパー員数は 11 名が在籍している。1 名は酪農後継者である。専任ヘルパーだけで出役対応しているため、また、酪農ヘルパーの出役及び休日を確保するためには、ヘルパーがあと 2 名必要と考えている。酪農ヘルパーにも休日の確保を優先している。

現在、専任ヘルパーの年代別構成は 60 代 2 名、50 代 3 名、40 代 1 名、30 代 4 名、20 代 1 名（女性）の計 11 名である。その内 50 代の 1 名が業務長、2 名を業務長補佐に任命し指導的役割を担っている。

(4) 利用組合としての酪農ヘルパー募集方法について

従来は、ハローワーク、新聞折り込み広告、農業大学校・農業高校、その他求人広告等でほとんど対応出来ていた。

現在はいろいろな求人募集媒体を使用しても問い合わせはあるものの採用には至っていない。学校関係に要望しても求人できていない状況である。

(5) 酪農家の利用日数と専任ヘルパーの出役体制

酪農家の酪農ヘルパー利用は月 2 回、年間で 24 日の利用を基本としている。酪農家の 20 戸程は月 3 回希望している。酪農家同士で酪農ヘルパー利用をやり取りして、月に 1 回の利用もあれば月に 3～4 回利用する農家もいる。

酪農ヘルパー出役体制の基本人数は①30 頭未満は 1 人出役 ②30 頭以上は 2 人出役 ③酪農家の労働環境により 3 名以上必要性がある場合は 3 人以上で出役する。

基本は 2 名出役であるが、1 名出役の場合にはもう 1 名の酪農ヘルパーには休日に充てている。

12 月～1 月の職員の休日希望が多くなり、3 回利用希望農家も 12 月からは 2 回出役での対応せざるを得ない状況である。

(6) 臨時酪農ヘルパーについて

当組合では全て専任ヘルパーで活動しているので臨時酪農ヘルパーは採用していない。

(7) 組合全体の年間通常利用日数と年間傷病利用日数の年度推移（ここ 3 年）

利用酪農家戸数	28 年度	29 年度	30 年度	3 ヶ年平均回数
67 戸	1,741 回	1,854 回	1,913 回	1,836 回
酪農家年間 平均利用回数	25.98 回	27.67 回	28.55 回	27.40 回

3. 酪農ヘルパー利用について

(1) 利用形態

酪農ヘルパーの利用は朝・夕型で、平成 20 年度から統一している。

(2) 利用予約方法（早期予約とヘルパー休日の関係）

毎月の予約業務は前月 15 日から 19 日まで受付を行う。尚、冠婚葬祭等特別な理由の場合には前月 11 日から 14 日まで優先受付を行っている。

また、前月 15 日の 8 時 30 分から正午までに受付された中で重複する場合は、先着順とせずに利用希望酪農家同士で話し合い調整する。この酪農家同士の日程調整に事務局は加わっていない。

毎月の酪農ヘルパー利用申込を 19 日まで受け付け後、26～28 日に役員会を開催し、酪農ヘルパーも出席した中で日程確認会議にて翌月の利用日

程を確定する。

日程確認会議では利用組合の役職員及び酪農ヘルパーが昼食を挿み、酪農ヘルパーに関する諸問題も話し合われている。

当組合の酪農ヘルパーは、山形県酪農業協同組合の職員である。休日についても利用計画作成に当たっては、原則として酪農ヘルパーの休日を優先している。

また、酪農家が酪農ヘルパーを利用できない特別日を設けている。①お盆休暇 8 月 14 日～16 日②年末年始休暇 12 月 31 日～1 月 3 日③その他利用組合長が必要と認めた日。

(3) 利用料金と賦課金について

①利用料金単価（1 日当り）消費税込みの利用料金

区 分			1 名出役	2 名出役	3 名出役
賦課金	組合員割		7,000 円	14,000 円	21,000 円
	頭数割 (1 頭当たり)	成牛	180 円	180 円	180 円
		育成牛	100 円	100 円	100 円

利用料金に関して平成 11 年に制定以来値上げは行っていない。消費税込みの利用料金であるため、実質値下げになっている。

しかし、今年 10 月より消費税が増税となり、来年度からの料金を改定することを現在検討中である。

②哺育ヘルパー賦課金

哺育牛は酪農ヘルパー職員の通常業務以外の業務とし、利用を希望する場合には 1 頭当たり 200 円としている。

③休日予約賦課金

日曜・祝日に利用予約をした場合に 1 日 1 人出役に付き、1,000 円を徴収する。

④休日出役特別賦課金

酪農ヘルパー職員の休日に特別な理由により、やむを得ず出役を依頼した場合に休日出役特別賦課金を 1 日に（半日でも同じ）1 名出役に付き、3,000 円を徴収する。

4. 酪農ヘルパーの就業関係

(1) 就業規則について

①ヘルパー職員

山形県酪農業協同組合のヘルパー職員として雇用されている。

②勤務時間

出役形態は朝・夕としている。作業時間は概ね 6 時間である。

夏季期間（4 月～10 月）午前 6 時～9 時及び午後 5 時～8 時まで

冬季期間（11 月～3 月）午前 6 時半～9 時半及び午後 4 時半～7 時半まで

③勤務日程

利用組合員の休日要望に応える性格上、日曜又は祝日について、1ヵ月の内少なくとも2日は出勤することになっている。年間で292日稼働である。

④休日の定め

月別休暇日数（業務の都合上、所定の手続きを経て繰り越すことは可能）

月 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
休暇	5 日	5 日	6 日	5 日	7 日	6 日	6 日	4 日	5 日	6 日	5 日	6 日

年末休日は12月31日

年始休日は1月1日～3日まで

夏季休日は8月14日～16日まで

年次有給年休は（業務の都合上、事前に所定の手続きを経て申請）

勤続年数	半年	1 年半	2 年半	3 年半	4 年半	5 年半	6 年半以上
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

（2）ヘルパー職員の年金制度、退職金制度の有無

山形県酪農業協同組合のヘルパー職員であり、労災保険、雇用保険、健康保険、年金制度、退職金制度は整えている。

（3）酪農ヘルパーの通勤時間、距離

自宅から出役酪農家までの平均距離又は平均時間は片道10～15kmが多く、遠方は25kmほどであるが、冬季は雪の影響で遠回り、迂回を余儀なくされる場合が多い。

5. ヘルパーが行う酪農家別の作業手順について

（1）作業手順書作成に至った経緯と内容

平成20年に酪農ヘルパー組合を1本化した際に、酪農ヘルパー全員が全戸どの酪農家に行っても作業を円滑に行えることを目指して、作業手順のマニュアル化のため全戸の酪農家から作業手順書を提出してもらった。

また、全農家に連絡板のホワイトボードを配布して、重要な連絡事項などを記入することを原則としている。

（2）利用組合員の義務

①給餌板などの確実な取り付けと書き込み。

②連絡板などに作業手順を確実に書き込み、酪農ヘルパーとの連絡、申し送りなどを怠らない。

③乾乳プレート並びに抗生物質使用中・盲乳のプレートは該当牛に必ず表示しマークバンド・ペイントスティックなども併用し事故防止に最善の注意を払う。

その他、牛体衛生、牛舎環境等々を定め円滑な酪農ヘルパー利用を促して

いる。

6. 新人ヘルパー職員に対する指導体制等

(1) ヘルパー未経験者に対する指導期間と指導方法について

指導期間は3箇月を見習い期間として、最初の1箇月は9名の利用組合役員宅の牧場で研修を行う。その後2箇月間を指導酪農ヘルパーに同行して研修を行う。研修終了後指導酪農ヘルパーの判断で、毎月の役員会での協議を経て1箇月延長する場合がある。

また、その年の酪農ヘルパー全国協会の蔵王酪農センターで開催している2週間の全国研修に参加させている。

(2) ヘルパー未経験者の指導期間中の出役について

この研修期間については出役先酪農家からは酪農ヘルパーの利用料金は徴収しない。酪農ヘルパー出役は基本2人なので酪農ヘルパー未経験者を含めて3人で出役することとなる。この期間に酪農ヘルパーの業務全般を習得する。

7. ヘルパー職員の定着化とモチベーションを維持向上するための取組み

毎月1回の翌月の出役確認会議に役員、事務局、ヘルパー職員が参加し、昼食をはさんで酪農ヘルパー出役調整会議及び意見交換を行っている。

その他、役職員合同の忘年会を行っている。

8. 傷病発生時の対応

ヤマラクヘルパー利用組合は傷病制度を実施していない。このため、傷病利用時の軽減はなく通常利用料金であり、連続利用期間も1週間程度である。

緊急発生時の場合、他の酪農家で利用を譲れる酪農家を募り了解されたときは対応するが、利用組合で対応できない場合には地域の実行組合があり、その地区の中で対処している。

9. 利用組合や農協（地域内全体）で統一的に取り組んでいる衛生管理や牛舎内作業について

当酪農組合では、農場 HACCP 認証基準に準じた、「山酪 HACCP」認証制度を2010年から開始した。山酪 HACCP の認証を受けるには数十項目のチェックを年1回受けなければならない。検査基準は厳しいが高品質な生乳生産を目指し、全組合員が取り組んでいる。

このため、山酪 HACCP 推進事業では、HACCP チームの編成を県農業技術普及課、家畜保健衛生所、共済組合家畜診療所など関係機関の協力を得て全組合員を対象に巡回指導を年1回行い、40の審査項目を点数化して、80点以上をシルバー認証、90点以上をゴールド認証として認定している。この事

業推進に向け全農家に飼料給餌マニュアル・搾乳マニュアルを作成してもらい、審査に対応してきた。ゴールド認証を受けると生乳価格を上乗せすることから、良質生乳の生産の励みになり好循環になっている。

良質生乳基準を乳脂肪 3.6%以上、無脂乳固形分 8.6%以上、細菌数 5 万以下、体細胞数 20 万以下に定め年間 36 回の検査で良質生乳基準を超えるものに二重丸◎を付け年間良質乳出荷乳量に対し 30～50 銭/kgの奨励金を交付している。初年度は 7 名がシルバーに認定されたがゴールドは出なかった。次年度以降ゴールドも認証され、その後 3～4 年経過して効果が現れてきた。今では酪農家の 90 数%が認証を受けている。

当組合の搾乳衛生マニュアル及び各酪農家の作業手順等の一部を参考資料・事例資料として掲載しました。

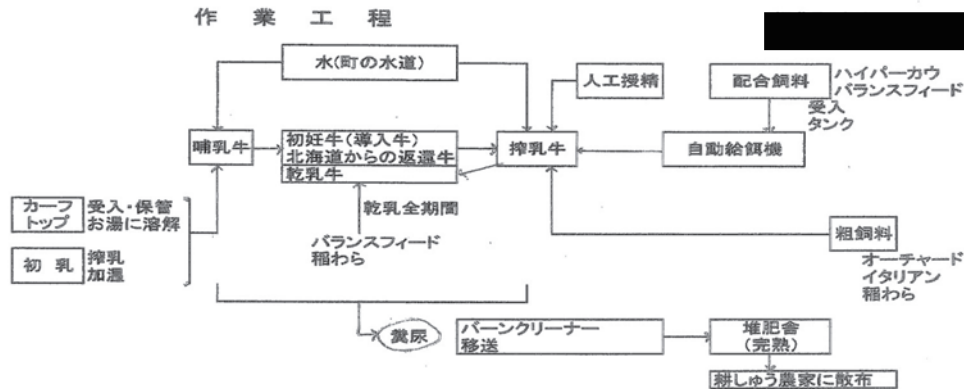


左から岡山県畜産協会コンサルタント本松秀敏氏 工藤徳義理事兼参事 高橋啓二置賜支所長
右：酪農ヘルパー協会佐藤千秋事務局長

調査報告：JRA 事業「酪農ヘルパー業務適正化・効率化事業」現地調査員
前一般社団法人酪農ヘルパー全国協会事務局長 佐藤元二

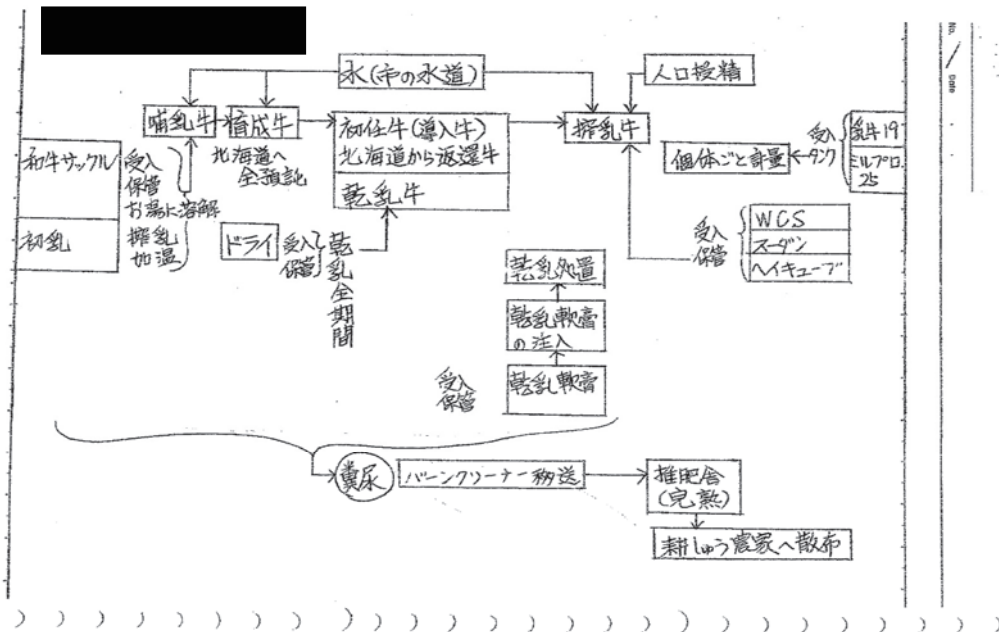
山酪搾乳衛生マニュアル（推奨される搾乳方法2～パイプライン） ピンプル・ドラマイククリンな乳品で乳しおまを上げて乳生産的な牛を生産しよう			
搾乳前の準備		【説明】	【注意】
通常の衛生管理 ↓ 搾乳システムの点検・殺菌 ↓ 牛の搾乳順番の確認 ↓ フレディッピングの準備 ↓ ユニットを牛の傍に持ってくる ↓	・牛体を乾燥し、敷料の交換により乳房を汚さない ・各所に踏み込み消毒槽を設置する ・定期点検の実施、記録の保管 ・搾乳前のシステム点検 ・次亜塩素酸ソーダ200ppmによる殺菌 ・初産～健康な経産牛～高体細胞牛、乳房炎牛 ・抗生物質使用牛を確認し、最後に別取り		・除糞頻回、カウトレーナー適正設置、乳房毛刈り ・消毒液は適正濃度できちんと交換 ・牛を興奮させない ・点検結果は1年保管 ・真空計、異常音の有無、ライナーの状態を点検
	・必要ものを体に装着して移動 ・ディッピング液は搾乳ごとに交換 ・ス1～2台のユニットで、作業分担をしない		・初乳をバケットで絞る場合、バケットの洗浄・殺菌に留意して分搾後の牛へ細菌感染させない
	・フレディッピング用のディッパー、ペーパータオル		
	・台数多く、作業分担するとタイミングを逃して過搾乳になりやすい		
搾乳手順			
開始 ↓		・搾乳用手袋を装着	
1分	1. 前搾り ↓	・ストリップカット2ヘ1分層4～5回、フツを確認しながら乳頭刺激	・フツある牛はPLデスターで確認 (PL陽性牛は乳汁をサンプリングし細菌検査用に保存) ・前搾り乳は床に捨てずに、専用バケツへ捨てる
	2. フレディッピング ↓	・乳頭全体をディッピングする ・ディッピング後30秒以上そのままにした後に拭き取り	・乳頭の簡単な汚れを指で落とす ・規定濃度でフレディッピング剤を使用する ・ノンリターンディッパーで澄清する
	3. 乳頭の乾燥 ↓	・使い捨てペーパータオルで拭き取り乾燥させる	・しっかり拭き取り後にミルカー装着
	4. ティートカットカップ装着 ↓	・ショートミルクチューブを折り曲げて、ライナーが溢れないように誘導・装着する ・手前の乳頭から実施する	・装着のタイミングは乳頭刺激後1～1分半、早すぎても遅すぎてもダメ!!!
	5. 搾乳 ↓	・空気流入をしない搾乳 ・過搾乳をしない搾乳	・乳頭がぬれたまま搾乳しない ・空気流入を防ぐ搾乳（ライナースリップ）は× ・マシンストリップピングは絶対しない
	6. ティートカットカップ離脱 ↓	・搾乳は5～6分で終了 ・離脱のタイミングを見逃さず速やかに離脱する ・真空を遮断して自然落下を待ち4本一緒に外す ・直後に乳頭全体をディッピングする	・残乳が乳房炎の直接原因にはならない ・クローに入る乳が一部の糸状＝離脱タイミング ・1本ずつ外さない ・規定濃度でディッピング剤を使用する ・ノンリターンディッパーで澄清する
	7. ポストディッピング ↓		
5分	次の牛へ ↓	・ユニット移動時にはライナーを下向けにしない ・エタノールスプレーで手指を消毒する	・クロー内の乳を逆流させてライナーをめらさない

事例資料 1



<搾乳>	
工 程	
搾乳30分前	前殺菌の実施(パイプライン) “(バルクタンク) バルクタンクの目視、異臭チェック 除糞作業
搾乳準備	ミルクフィルター装着 ホースをバルククーラーへつなぐ “ディッピング剤名(アイオディップ9) ユニット使用=2人6台
搾乳	前絞リ(ストリップカップ)判定が不明瞭な場合はPLテストを実施 ☆ブツ等の異常牛は出荷禁止工程へ ユニットを真空ラインに装着・乳頭をタオルで清拭 ユニット装着(搾乳) 盲乳 → 牛床表示 盲乳位置のライナーにはプラグ(栓) 自動離脱 ディッピング(どぶづけ) 出荷禁止牛をバケット搾リ
乳房炎牛等の 発見・搾乳	分娩後5日以内(初乳)の牛 分娩時のストップバンド装着 前搾りで乳房炎発見、乳房炎の識別(識別札) 休薬期間中の牛の識別(パイプラインに識別札) バケットミルクを準備・真空ラインに装着 出荷禁止牛の搾乳 乳房炎軟膏の注入 休薬・初乳期間の終了後 → CSへ抗生剤残留検査を依頼
搾乳後の管理	ミルクをバルク室に移動 ストリップカップの乳を廃棄 パイプラインの自動洗浄 バケットミルクを水洗 搾乳ユニット外側を水洗 ミルクフィルター交換 終了
出荷/乳温の 管理	(出荷前)朝の搾乳前 “バルク乳の温度確認(5℃以下) 山酪へ出荷 バルクタンクの酸・アルカリ洗浄(自動洗浄) →集乳業者が実施
帰宅時	バルク乳温の確認/記名(5℃以下・保冷開始を確認)

事例資料 2



No. N. Date	
<搾乳>	工程
搾乳30分前	前殺菌の実施 (ハイフライン) 。殺菌剤名(殺菌くん) バルクタンクの目視、臭気チェック
搾乳準備	ミルクフィルター装着 搾乳ホースを投差しハイフへつなぐ ディッピング剤等をフコニに束せる。ディッピング剤名 ユニット使用 = 2人6台 (セラック) 除糞作業 フロスディック子殺装着 。搾乳子殺 (フロスティック)
搾乳	ペーパータオルを腰に装着 。ペーパータオル名 (フライト) ディッピング剤を12前搾り (ストリップカフ) により取り除く 判定が不明瞭の場合、PLテストを実施。ディッピング方法 ☆フコットの臭気牛は出荷禁止牛工程へ (とぶらけ) ユニットを真空ラインに装着 ユニット装着 (搾乳) 。離脱 (手動) 搾乳→足の位置に赤バンド (右前乳房→右前足) +ハイフラインに貼紙 乳房位置のライナーにはフコック (栓) 乳量減少するとアラーム→乳房を見て真空解除 手動離脱 ディッピング (とぶらけ)
乳房炎牛等の 発見、搾乳	出荷禁止牛と健康牛交互に搾乳 (最後に搾つてはいない) 分娩後5日以内(初乳)の牛 分娩時のストップバンド装着 記録 前搾りでの乳房炎発見。乳房炎の識別 (ハイフラインに 識別札、ストップバンド) 装着 休養期間中の牛の識別 (ハイフラインに識別札+ストップ バンド確認) バケットミルクを準備。真空ラインに装着 出荷禁止牛の搾乳 乳房炎軟膏の注入 休養、初乳期間終了後⇒CSへ抗生剤残留検査を依頼

No.  Date

搾乳後の管理

工程

ミルカーをバルクタンク室に移動
ストリップカップの乳を廃棄
投乳ホースを洗浄側につなぎかえる
パイプラインのアルカリ洗浄、酸リンス
(自動すすぎ、洗浄)。アルカリ洗浄剤多(クリーンA) (4回)
バケットミルカーを水洗。酸性洗剤多(乳石とる) (2回)
搾乳ユニット外側を水洗
ミルクフィルター交換(1日1回)
終了

出荷/乳温の
管理

(出荷前) 朝の搾乳前、バルク乳の温度確認(5℃以下)
山崎へ出荷

バルクタンクの酸・アルカリ洗浄(自動洗浄)
→ 集乳業者が実施

帰宅時

バルク乳温の確認/記明(5℃以下、保冷開始を確認)

けんせい酪農業協同組合

調査実施年月日	令和元年 11 月 15 日
所 在 地	茨城県下妻市本城町 1-47
代 表 者 氏 名	齊藤竹重
設 立 年 月 日	平成 26 年 11 月 1 日
組 織 形 態	農業協同組合
業 務 方 法	出役調整、利用料金の徴収等の事務のすべてを、自ら実施

1. 酪農組合とヘルパー事業の沿革

けんせい酪農業協同組合（以下、けんせい酪農と言う）は、平成 26 年 11 月、きぬ酪農業協同組合（以下、きぬ酪農と言う）と、さかえ酪農業協同組合（以下、さかえ酪農と言う）が合併して発足した。

現在、ヘルパー事業は、けんせい酪農が自らの事業として実施しているが、その母体は、合併前のきぬ酪農ヘルパー利用組合（以下、きぬ酪ヘルパー組合と言う）にある。

きぬ酪農は、平成 8 年 9 月 1 日に、筑波山麓酪農業協同組合、茨城県西酪農業協同組合、常総酪農業協同組合、茨城西部酪農農業協同組合が合併して発足した。合併前、この地域には、県西地区広域酪農ヘルパー利用組合があり、ヘルパー事業を行っていたが、これら 4 酪農協の合併に伴い解散した。それをきぬ酪農が引き継ぎ、新たに平成 10 年 4 月に、きぬ酪ヘルパー組合が発足した。当時のきぬ酪ヘルパー組合におけるヘルパー利用状況は、表 1 のとおりである。

表 1 旧きぬ酪農管内のヘルパー利用状況の推移

	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
管内酪農家戸数	44	41	38	34	34
事業参加戸数	39	39	35	34	32
利用農家戸数	39	39	35	34	32
総利用日数	409	390	404	397	398
1 戸当たり利用日数	10.21	9.99	11.21	11.68	12.44

もう一つの合併先であるさかえ酪農にも、ヘルパー利用組合があった。

平成 9 年から 15 年までは「さかえ酪農ヘルパー利用組合」、平成 16 年は「さかえ酪農ヘルパー部」として事業を行っていたが、その事業実施体制は、利用組合が自らヘルパーを抱えるのではなく、個人ヘルパーに業務を委託して実施していた。

しかし、酪農家戸数が減少し、事業参加戸数も減少したことから、平成 24 年度末をもって解散した。

その後、平成 26 年の合併まで、さかえ酪農管内の酪農家は休日を取得する際は個人ヘルパーに依存することとなった。

表 2 旧さかえ酪農管内のヘルパー利用状況の推移

	平成 20 年度	21 年	22 年	23 年
管内酪農家戸数	23	20	19	17
事業参加戸数	23	20	19	17
利用農家戸数	10	10	8	8
総利用日数	105	115	136	27
1 戸当たり利用日数	10.45	12.72	13.60	3.31

以上のような推移を経て、平成 26 年、組合の合併にあわせて、きぬ酪ヘルパー組合を引き継ぎ、けんせい酪農のヘルパー事業が実施されることになった。

2. ヘルパー事業の概況（令和元年 11 月 15 日現在）

- (1) 管内酪農家戸数 35 戸
 利用組合参加戸数 26 戸
 互助組織参加戸数 25 戸 50 名

表 3 けんせい酪農ヘルパー事業の推移

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
管内酪農家戸数	43	43	42	39	36
事業参加戸数	30	30	29	27	28
利用農家戸数	30	30	29	27	28
通常利用日数	325	359	302	331	289
傷病利用日数	46	17	55	8	7
総利用日数	370	359	341	331	289
1 戸当たり日数	11.56	11.97	11.76	11.03	10.32

組合合併後のヘルパー事業の推移は、表 3 のとおりである。

管内の酪農家戸数の推移を見ると、合併当時の平成 26 年度は 43 戸であったが、現在は 35 戸に減少している。また、ヘルパー事業参加戸数も、平成 26 年度の 30 戸から 26 戸に減少している。その結果、酪農ヘルパーの総利用日数も減少傾向にある。

ヘルパー事業不参加農家 9 戸のうち 2 戸については、放し飼い方式による 100 頭以上の経営で、従業員を雇用したことによりヘルパー事業から脱退している。もう一点、けんせい酪農の出役基準では、100 頭以上は 3 名出役となるが、専任ヘルパーは現在 2 名しかおらず、出役できないということも不参加の一因になっている。

また、県西地区には個人開業ヘルパーが複数おり、大型経営以外のヘルパー事業不参加農家は、個人ヘルパーを利用しており、このことが事業不参加の要因になっている。

なお、管内酪農家の経産牛平均飼養頭数は概ね 29 頭、ヘルパー事業参加農家の経産牛平均飼養頭数は、概ね 26 頭である。

(2) 専任ヘルパー員数 2 名（令和元年 11 月 15 日現在）

現在在籍している専任ヘルパー 2 名は、ともに 20 歳代で、勤務年数も 2 年目が 1 名、令和元年 8 月採用が 1 名と、フレッシュなペアである。2 名とも県内出身者で、酪農は未経験者であった。

なお、30 年度に 2 名の退職者を出しているが、うち 1 名は前職が観光牧場勤務で、観光牧場では一箇所での仕事であったが、ヘルパーは毎日違う牧場での仕事であり、道を覚えるのも大変で、自分には合わないというのが退職理由である。

また、平成 28 年度に、専任ヘルパーがけんせい酪農管内で新規就農しており、現在、30 頭規模の酪農経営を行っており、臨時ヘルパーにも登録している。

(3) 専任ヘルパーの月間平均出役日数と出役体制

専任ヘルパーの身分は、けんせい酪農の正職員であり、出勤日数が決まっており、月間出役日数は 22 日となっている。したがって、予約で勤務日が埋まらず空きができると、割当出役を行っている。

利用農家 1 戸当たりのヘルパー利用日数は、平均すれば、およそ月 1 回の利用ペースとなっているが、個人差は大きい。

専任ヘルパーの出役人数は、ヘルパー事業実施細則で飼養頭数規模により表 4 のとおりとなっている。

表 4 酪農ヘルパー出役基準

搾乳方式	飼養頭数	出役人数
バケット方式	15 頭以内	1 名
	16～30 頭以内	2 名
パイプライン方式	25 頭以内	1 名
	26～80 頭以内	2 名
パーラー方式	80 頭以内	2 名

※飼養頭数は搾乳牛換算

育成、乾乳、肥育、哺育牛は、2 頭をもって搾乳牛 1 頭分と換算する。
搾乳牛だけで 81 頭以上の場合は、搾乳作業のみで出役することができる。
牛舎構造及び作業内容等により、基準頭数を増減することがある。

上記のように、飼養頭数で1人区、2人区という基準を決めているが、牛舎環境によって作業に時間がかかる場合、また、ヘルパー1名だけでは事故が起きる可能性があるような場合、ヘルパーに事故があると他の農家に迷惑をかけることになるので、2人区扱としている。

(4) 臨時ヘルパー数 4名(令和元年11月15日現在)

臨時ヘルパーの普段の仕事

酪農後継者 3名 現役酪農家 1名(上記の新規就農者)

(5) 臨時ヘルパーの出役する状況

臨時ヘルパーの出役は、傷病利用が中心で通常利用での出役はない。

臨時ヘルパーが出役する場合は、専任ヘルパーとセットで行く形をとっている。なお、今年度は、臨時の出役はほとんどない状況である。

(6) ヘルパー利用要望状況

酪農家のヘルパー利用要望状況を見ると、必ず月に2回はヘルパーを依頼する農家と、割当だけでいいという農家に分かれている。割当だけでいいという農家の中には、依頼の出役が多く入れば、月に1回もヘルパーを使わないケースも出てくる。現状では、ほぼ予約で埋まっており、割当利用は月に1~2戸程度と、ほとんどない状態であり、予約しない農家にとっては3ヶ月に1回程度の利用となっている。ただ、あまり期間が空くと、ヘルパーもその牧場の作業手順を忘れてしまい対応できなくなるので、3ヶ月に1回は行かせるようにしているとのことである。

3. ヘルパー利用について

(1) 利用形態 夕・朝 型

利用割当を実施

(2) 利用予約方法

申込み開始時期の事前制約はなく、通常利用と結婚式や法事などの特別な行事の間でも、特に区別はせず、酪農家側の日程が決まれば、その時点で申し込めるようになっている。予約申込みは事務局で受けているが、予約申込日に、すでに他の農家の予約が入っている場合は、事務局で断りをして他の空いている日を紹介している。

従って、手配の順序は、利用内容の理由いかんに関わらず、先着順となっている。

但し、病気、事故等緊急を要する申し込みがあった場合は最優先となるので、既に日程が確定している場合でも譲るよう、事業実施細則で定めている。

なお、決定後のキャンセルは原則認めていない。

申込み締切は前月の19日で、日程調整及び日程表作りは専任ヘルパーが行

っている。日程調整に関しては、事務局とヘルパー間で意見が違ふこともあるが、その場合、現場のヘルパーの意見を優先させている。

なお、ヘルパーの休日確保については、出役が7日続くと、なるべく前後に休みを入れるよう日程を組んでいる。

・緊急出役が発生した場合の手配順序

- ①専任ヘルパーの出役先変更
- ②休日予定の専任ヘルパーへの休日変更依頼
- ③臨時ヘルパーに依頼
- ④通常利用予定の酪農家への変更や中止依頼

(3) 利用料金体系

けんせい酪農のヘルパー利用料金は、基本料金＋頭数割となっており、詳細は表5のとおりである。

表5 ヘルパー利用料金

項 目	金額（税別）	備 考
基本料金（ヘルパー1名当り）	7,000 円	
搾乳牛（1頭当り）	450 円	
	300 円	搾乳牛 81 頭以上 搾乳作業のみ
乾、育、肥、哺育牛（1頭当り）	250 円	
ボロ出し（1頭当り）	200 円	牛舎外へ搬出

※1日当り最低料金は1人区13,000円、2人区26,000円（各税別）とする。

ヘルパーの定休日の利用料金は135%（総額に対して）

なおヘルパーの定休日は、第2、第4土曜と日曜、祝日である。

(4) 分担金（年会費等）について

ヘルパー事業の分担金は年間24,000円で、組合員以外の利用者については、理事会で別に定める。

(5) 現在の利用料金の決定時期とその合意方法（決定に対する酪農家の理解）

利用料金や分担金の改定は、必要に応じて役員会等で協議し、総会に提案する形を取るが、現在の利用料金は、平成26年11月の合併時に定めたもので、以来変わっていない。ちなみに、この利用料金は、きぬ酪ヘルパー組合の利用料金を継承している。

事業参加農家の利用料金に対する評価は、一部に、個人ヘルパーの利用料金と比較して高いという意見があるが、個人ヘルパーは事故発生時の補償が無く、利用農家は自分の保険で対応せざるを得ないが、けんせい酪農のヘルパー事業の場合は、保険に加入し、事故があれば組合の保険で対応が可能であり、その

違いを農家に理解してもらうよう努めているとのことである。

4. ヘルパーの就業関係

(1) ヘルパー就業規則 有

ヘルパーの労災保険、雇用保険、健康保険 有

ヘルパーの年金制度 有、退職金制度 有

(2) ヘルパーの所属部署 けんせい酪農の職員

(3) ヘルパーの基本的勤務時間

ヘルパーの勤務時間は、夕方はおおよそ 16 時から 20 時、朝は 5 時 30 分から 9 時 30 分くらいで、酪農組合の職員の 1 日の就業時間が 8 時間なので、原則、ヘルパーも 8 時間で終わるようにしている。

(4) ヘルパーの通勤時間（自宅から出役牧場までの平均的距離と時間）

ヘルパーの通勤時間は、組合から牧場まで、平均、片道 28 分、距離で 16.3km となっている。事務所の所在地は、ヘルパー活動エリアの中心付近にあり、ヘルパーは、必ず事務所に出勤してから出発することになっている。

(5) ヘルパーの給与体系

- ・給与 月給制

- ・昇給 あり（定期昇給）

- ・賞与 あり（年 2 回）

- ・その他の手当 あり

家族手当、住宅手当、通勤手当、特殊勤務手当、調整手当

特殊勤務手当はヘルパー手当のことで、危険手当的な性格と、勤務形態が早朝から夜遅くまでとなるので、それらを考慮した手当となっている。

また、ヘルパーの定休日の利用料金は割増になっているが、ヘルパーにも割増の賃金を支払っている。なおヘルパーが、第 2、第 4 土曜と、日曜、祝日に
出役した場合は、他の日に休日を与えている。

5. ヘルパーが行う酪農家別の作業手順書（酪農家台帳）の整備について

(1) 作業手順書（酪農家台帳）作成整備に至った経緯

現在、けんせい酪農で整備されている作業手順書（酪農家台帳）は、きぬ酪農の時代に、平成 16 年頃から作成されたものがベースとなっている。その当時、個々のヘルパーがノートに自分用の覚書として記録していたものを元に、組合で様式を統一し、新人ヘルパーが入っても、同じように作業ができるようにという目的で作成された。

この作業手順書（酪農家台帳）の情報の更新は、ヘルパーが行うという形をとっている。



(左から齊藤組合長、小野寺さん、渡邊さん)

(2) 実際の作業手順書

実際の作業手順書は、別紙のとおりである。

農家の基本情報が書いてある台帳部分と、夕、朝の作業手順書の3枚に分かれており、台帳の左下には牛舎の見取り図を書き、電気やスイッチの位置、餌置き場の位置や飼料の配置などがわかるようにしてある。

この酪農家台帳と作業手順書を組合でまとめてファイリングすることで、ヘルパーが出役前、事前情報として必要に応じてコピーし、出役に際し持参している。

台帳部分への追加記入は、ヘルパー自身が行っているが、特に面倒がったりせず、内容が変わった場合は、随時、書き足してくれているとのことである。電源スイッチの切り替えレバーの操作など、特に注意する点なども書き足しており、イラストも多用されてわかりやすく、女性ヘルパーならではの細やかさが感じられる。

この酪農家台帳と作業マニュアルは、全戸分が揃っている。

なお、ヘルパー出役時、必ず引継書を交わす事になっているが、これは農家が事前を書く約束になっており、ヘルパーはこれを見て、要注意牛等を確認し、作業を行う。引継書は、農家とヘルパー間で、どこに置いておくか決めている。

本来、作業打ち合わせは酪農家と直接事前に行うことが理想だが、距離が近いところは良いが、遠いところは片道1時間程度かかり、朝の仕事から帰って、夜の仕事の前に打ち合わせをするのは難しいので、このような方法がとられている。

酪農ヘルパー利用引継書は、別紙のとおりである。

(3) 作業手順書に対するヘルパーからの意見は

現在の作業手順書については、わかりにくい箇所をメモやイラストで補足しており、ほぼ完成形と考えている。

6. 新人ヘルパー職員に対する指導体制等

(1) ヘルパー未経験者に対する指導期間と指導方法について

研修期間は原則3ヶ月で、ベテランヘルパーに同行して指導を受けながら経験を積ませているが、1人区のところは、最初の1～2回は、農家と一緒に作業してくれて作業内容を覚えるという形をとっており、作業内容確認のため研修期間中は実践研修日誌を作成している。

(2) 独り立ちに当たってのチェック、見極め方法は？

独り立ちの見極め方法については、特にルール化はしていないが、実践研修日誌を事務局で確認し、同行しているベテランヘルパーの意見を参考に、任せていかどうかを確認する。研修期間が原則3ヶ月であることから、場合によっては、3ヶ月で1度しか行けていない農家もあり、3ヶ月にこだわらず、独り立ちの目安として、1農家に3回ずつ出役したら、研修期間は終わりと考えている。

(3) ヘルパー未経験者の指導期間中の給与等の処遇は

採用後試用期間は3ヶ月で、その間の給与等は正職員と同じ。

7. ヘルパー職員の定着化とモチベーションを維持向上するための取組み

(1) 組合として取り組んでいる事項や内容

・ヘルパーと酪農家や組合役員との交流会

専任ヘルパーはけんせい酪農の職員であり、総会や様々な酪農家を集める会合には出席しているので、それらが意見交換の場となっているが、定期的に意見交換の場を設けているということはない。

・スキルアップのための研修会への参加

ヘルパー要員不足のため、外部の研修会には参加させていないが、組合主催の研修会には参加させている。

8. 利用組合としてのヘルパー募集方法について

①農業大学校等への募集・求人票提出

②ハローワーク

③全国協会を通じて

ヘルパー募集に当たっては、学校への求人募集とハローワークを通じた募集を行っている。

県立農業大学校での求人活動は、面識がある先生の伝手で、卒業生の紹介を依頼している。

一方、ハローワークの場合は、応募者がほぼ酪農未経験者であり、面接の段階でヘルパーには不向きと思われる人が多いとの意見であった。

9. 傷病発生時の対応

(1) 傷病発生時におけるヘルパーの出役体制について

1人区の農家は専任ヘルパーが1名で対応し、2人区の農家は、既に予約が入ってキャンセルできない場合は、事前予約分を臨時ヘルパーが対応し、傷病は専任ヘルパーが対応することになっている。ただこのようなケースは殆どないとのことであった。

2人区の場合、1名出役でいいと言われない限り2名出役を行っている。夫婦2人の場合、どちらか1人が入院したら、もう1人も付添で病院に行く場合もあり、ヘルパーを2名出役して、夫婦で休んでくださいという形をとっている。

(2) 互助会の傷病利用時の日数制限を超える場合の対応について

傷病の制限日数は90日で、それを超えると通常料金となる。

(3) 互助の積立金、負担軽減額、傷病等の範囲

互助の積立金は、傷病利用対象者1人当り年額1,000円と、1農場当り前年度出荷乳量1kg当り3銭を乗じた額を加算した額。

利用料金の負担軽減額は、税別の2分の1以内。

傷病等の範囲以下のとおりである。

①本人の病気、けが、事故及び死亡の場合

②同居する家族又は三親等以内の親族の忌引

③祖父母、父母、そのいずれかと同居する二親等以内の親族の病気見舞いに伴う里帰り

④本人の出産

⑤同居する家族である6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児が、病気、けが、事故その他養育に必要な場合の育児サポート

10. 利用組合や農協（地域内全体）で統一的に取り組んでいる衛生管理や牛舎内作業の簡素化について

①牛舎内作業

現状では、特にないとの回答

②衛生管理及び防疫管理

消毒槽の設置

11. 組合員の高齢化に伴う傷病時利用増加の際の課題

けんせい酪農は、専任ヘルパー2名体制でヘルパー事業を実施し、予約で専任ヘルパーの日程がほぼ埋まっており、傷病の入る余地が無いのが現状で、平成30年度の出役状況を見ても、290回の出役のうち、傷病による出役はわずかに5回にとどまっている。この年度が、たまたま傷病利用が無かったのか、傷病で使いたくても、既に予約で埋まっていて利用できなかったのかは確認する必要があるが、傷病が増加した場合、ヘルパー利用細則通りに傷病を優先させて事業を運用すれば、ヘルパーを増員しない限り、一般利用にしわ寄せが生じることは明らかである。

ただ、事業参加酪農家戸数が26戸という状況では、専任ヘルパーの増員は困難である。今できることは、現在のヘルパー出役体制をいかに維持するかということである。すなわち、専任ヘルパー2名に長期間就業してもらうことであり、そのための就労環境の整備である。

しかし、現在、けんせい酪農の酪農現場では、酪農家の高齢化に伴い、特に後継者が不在の経営では、投資意欲が低く、機械類は更新されておらず、特に搾乳器具に古いものが多く見られ、ヘルパーが作業時に苦勞している状況と伺っている。このことが、ヘルパーが働きやすい作業環境を構築する障害となっている。

12. ヘルパー事業の課題と解決に向けた取り組み

合併当時のけんせい酪農における組合員のヘルパー事業参加率は67%で、合併前のきぬ酪農ヘルパー組合当時の事業参加率90%と比較して、大きく下がっている。平成29現年度の茨城県全体のヘルパー事業参加率は86%であるが、当組合は72%で、県内においても他の利用組合より低い値となっている。

このことは、合併先の旧さかえ酪農管内が、利用組合を解散した後、休日確保に個人ヘルパーに依存していたことが関係していると思われる。ヘルパー事業の不参加農家は、現在も個人ヘルパーを利用しており、そこには個人ヘルパーの価格優位性と利便性が働いている。

しかし、ヘルパー事業参加農家も酪農協のヘルパー事業と個人ヘルパーを上手に使い分け、個人ヘルパーを必要な時には利用しており、現状では暗黙の共存関係が成立しているように見受けられる。専任ヘルパーの増員が困難な状況下で、酪農家が希望通りに休日の確保ができるよう、事業の利便性を高めるためには、個人ヘルパーを臨時ヘルパーとして登録する等、暗黙の共存関係から業務提携も視野に入れる必要があるのではないかな。

13. まとめ

前記のように、専任ヘルパー2名と言うミニマムの体制でヘルパー事業を実施しているけんせい酪農において、最重要課題は専任ヘルパーの長期就業である。けんせい酪農では、専任ヘルパーを組合の正職員として雇用し、また経験の浅いヘルパーでも出役先で正確に作業ができるよう、作業手順書（酪農家台帳）を整備するなど、雇用側の就業環境は整っている。

しかし、専任ヘルパー２名と言うミニマムの体制であるが故に、仕事の効率的な実施が求められるが、酪農現場で経営主の高齢化の進展とともに、機械器具の更新が遅れ、ヘルパー作業の非効率化の原因となり、本来、１人区であるべき農家に２名を出役せざるを得ない事態も生じている。個々の酪農家で後継者がしっかりと育ち、機械器具の更新が計画的に実施されれば、このようなヘルパー作業の非効率化は起こらない。そのためには、酪農経営の収益をしっかりと確保するとともに、酪農経営の魅力を経営者自らが経営内に発信する必要がある。

一方、小規模の酪農ヘルパー事業においては、当地域で実践されているような個人ヘルパーとの共存も、ヘルパー事業の隙間を埋める意味合いで有効である。場合によっては、ヘルパー事業実施団体と、個人ヘルパー間で業務提携を図ることもあり得るのではないかな。

調査報告：JRA 事業「酪農ヘルパー業務適正化・効率化事業」現地調査員
(一般社団法人岡山県畜産協会非常勤コンサルタント 本松秀敏)

【酪農ヘルパーが作成】

(夕方)

- ・飼槽掃除 空いてる牛床に残飼を掃き込む
- ・稲わら給与
- ・前洗浄 ダイアルを少し回し、殺菌 20 をカップ 1 杯入れる
※ダイアル逆回転禁止
- ・バンクリーナー 残餌ながして OK
- ・バルククーラ洗浄 スポンジブラシとアルカリ剤
- ・ビートヘイ給与
- ・配合給与
- ・ふすま給与
- ・搾乳牛のみおから給与 2 ケース
(1 ケースの時や全くない時もあります)
- ・搾乳準備 スポンジで残水を回収します
牛の頭絡を吊る (鼻吊り) → 右足を縛る → 尻尾を縛る
- ・搾乳 全頭右側から搾乳
ふきん → 搾乳 → ポストデッピング
水が汚れてきたら交換
- ・パイプライン内残乳をスポンジで回収
漏斗から落ちた牛乳はバケツで回収し、フィルターでこしながらクーラに合乳
- ・後洗浄 アルカリ剤入れ忘れ注意
- ・足縛り → 尻尾 → 鼻吊りを開放
- ・ボロかっぱき → 牛床にオガをまく
- ・飼槽からこぼれた餌を牛口元へ
- ・戸締り

【酪農ヘルパーが作成】

(朝)

- ・ 飼槽掃除 空いてる牛床に残飼を掃き込む
- ・ チモシー給与
- ・ 前洗浄 ダイアルを少し回し、殺菌 20 をカップ 1 杯入れる
※ダイアル逆回転禁止
- ・ バンクリーナー 残餌ながして OK
※クーラー機械の電源 OFF→主電源 OFF にしてから切り替えレバーを動かし
バンクリーナーの電源 ON
回し終わったら、バンクリーナー電源 OFF→切り替えレバー→主電源 ON
→クーラー電源 ON
- ・ 搾乳準備 スポンジで残水を回収します
牛の頭絡を吊る（鼻吊り）→右足を縛る→尻尾を縛る
- ・ 搾乳 全頭右側から搾乳
ふきん→搾乳→ポストデッピング
水が汚れてきたら交換
- ・ パイプライン内残乳をスポンジで回収
漏斗から落ちた牛乳はバケツで回収し、フィルターでこしながらクーラに合乳
- ・ 後洗浄 アルカリ剤入れ忘れ注意
- ・ 足縛り→尻尾→鼻吊りを開放
- ・ ビートヘイ給与
- ・ 配合給与
- ・ ふすま給与
- ・ 搾乳牛のみおから給与 2 ケース
(1 ケースの時や全くない時もあります)
- ・ ボロかつぱき→牛床にオガをまく
- ・ 飼槽からこぼれた餌を牛口元へ
- ・ 戸締り

本書は、牛舎内作業手順書や酪農家台帳等を既に整備している利用組合を訪問し、利用組合の沿革から利用体系を含めて酪農ヘルパーの労働環境整備の取り組み方法について、平成30年から令和元年の2ヵ年に全国9つの利用組合の協力を得て、当事業の現地調査員の報告書を纏めた。

なお、それぞれの報告書に、酪農家台帳や作業手順書等の表を添付したので、参考にされたい。

<報告書を執筆した調査員>

(敬称省略)

龍谷大学農学部食料農業システム学科 教授 淡路和則

一般社団法人岡山県畜産協会非常勤コンサルタント 本松秀敏

一般社団法人酪農ヘルパー全国協会 前事務局長 佐藤元二

牛舎内作業手順書や台帳等の
整備に取り組んでいる
酪農ヘルパー利用組合の事例調査報告
(平成 30～31 年度酪農ヘルパー業務適正化・効率化事業)

令和 2 年 3 月発行

発行：一般社団法人酪農ヘルパー全国協会
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1 丁目 37 番 2 号
TEL 03-5577-5135 FAX 03-5577-5136
メールアドレス：info@d-helper.lin.gr.jp
ホームページ：http://d-helper.lin.gr.jp